司法と福祉の連携における課題

法制審で語られる「社会内処遇」を考える

２０１８年４月７日

水藤　昌彦
山口県立大学
m.mizuto@yamaguchi-pu.ac.jp

今日お伝えしたいこと

1. 刑事司法と社会福祉の関係

2. 入口支援としての福祉的支援

3. 司法と福祉の連携論とあるべき方向性

１.刑事司法と社会福祉の関係

- 感化事業、監獄改良•教誨•出獄人保護事業
- 社会福祉事業法（1951）2条4項1号

  更生保護事業は社会福祉事業に含めない　→　分離
- 刑事司法内部の福祉機能を中心とする「司法福祉」
- 公立施設を中心にした犯罪行為者対応（収容策の側面）
- 心神喪失者等医療観察法（2003年）

①通院処遇終了後の一般精神科医療＋精神保健福祉

②保護観察所への社会復帰調整官の配置

刑事司法と福祉の連携による対応・支援の展開

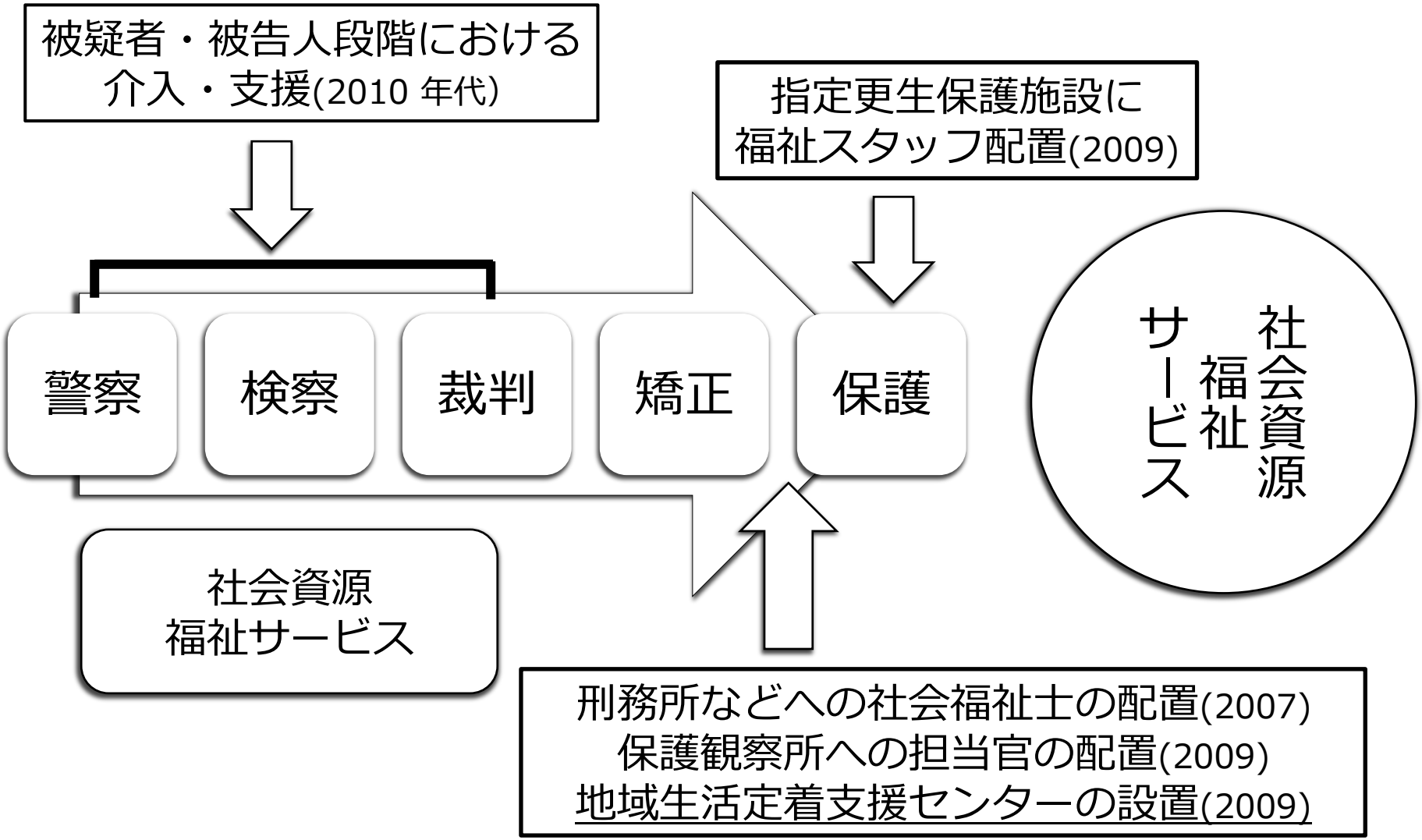

再犯防止推進法

「再犯の防止等の推進に関する法律」（2016年12月14日施行）

- 国による「再犯防止推進計画」

  → 都道府県、市町村に策定の努力義務

- 再犯防止に向けた社会における職業・住居の確保等

  → 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

⇩

刑事司法と福祉の連携の更なる推進

近時の刑事司法と福祉による連携の特徴

① 刑事司法の主導性

刑事司法の関与を契機として、犯罪行為者に対人援助（福祉、医療、心理）サービスなどの利用を促すというメカニズム

② 形態の変化

刑事司法内部の福祉機能の拡充　→　外部機関との連携

相互に独立した関係性（医療観察法を除く）

対人援助サービスは刑事司法機関の外部に存在

関与の無期限性

刑事・保護処分は有期限　↔　福祉の利用に期限はない

近時の刑事司法と福祉による連携の特徴

③ 法整備を伴わない急速な進展

新制度創設・モデル事業・研究事業・民間ベースの取組等

④ 対象拡大の兆し

高齢者・障害者対象の矯正施設からの釈放時援助（特別調整）→　被疑者・被告人段階、より広い援助対象者

2　入口支援としての福祉的支援

実施主体	概要
法務省	• 一部地方検察庁での社会福祉士の配置、外部の社会福祉士との連携 • 「更生緊急保護事前調整モデル」 • 「刑事政策推進室」（各地の地検）
定着C・弁護士会/検察庁	• 定着Cと弁護士会の連携による支援 • 定着Cと検察庁の連携による支援
日本社会福祉士会・弁護士会/検察庁	• 司法分野における社会福祉士の関与と連携スキーム
弁護士・社会福祉士	• 社会福祉士と弁護士の連携による「更生支援」
NPO法人Protection & Advocacy-Japan (PandA-J)	• 専門職と市民の連携による支援者養成「トラブル・シューター」

支援過程の展開と入口支援

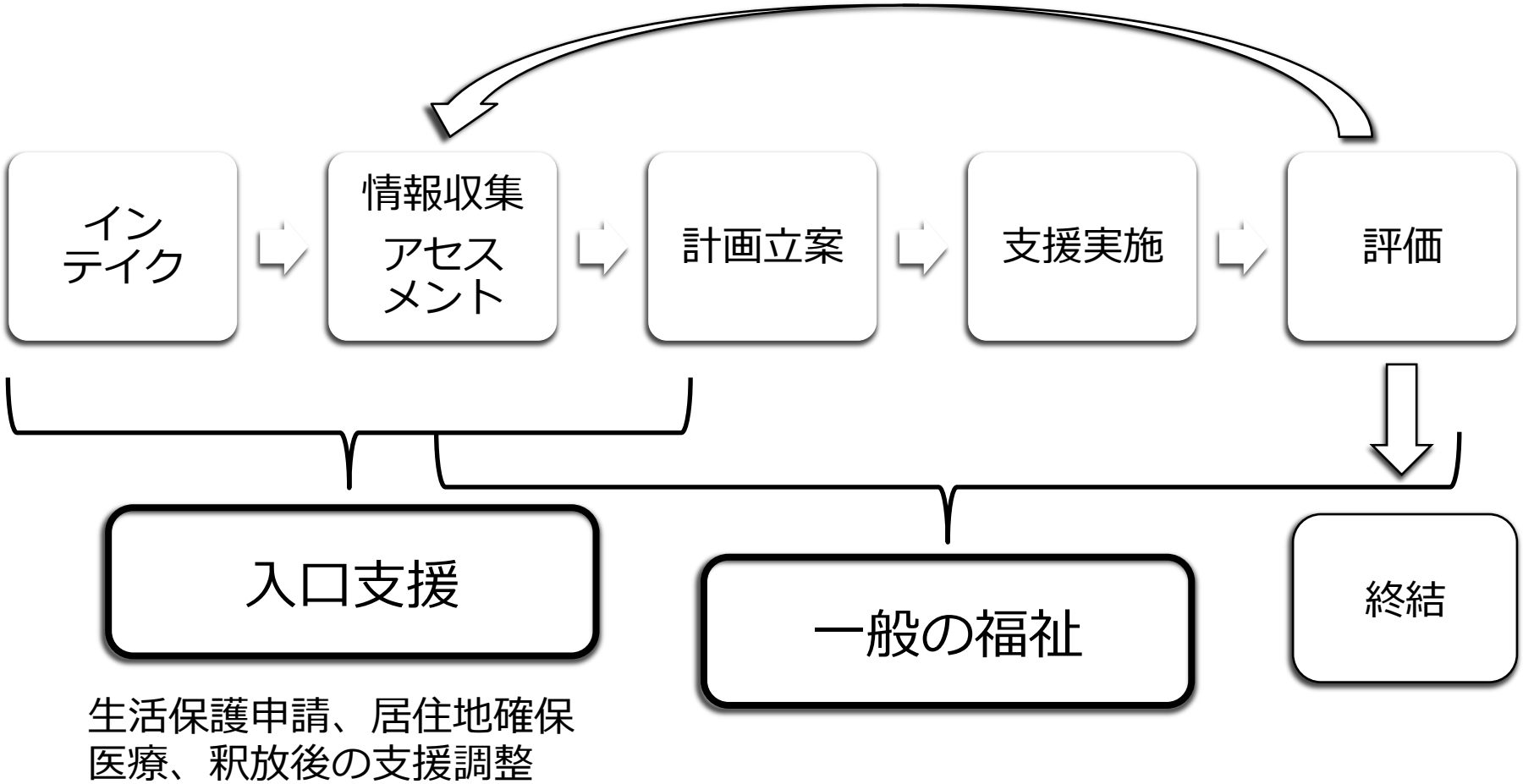

福祉的支援の数的現状

第１類型：検察庁による関与が契機

→　東京地検社会復帰支援室（2013年1月～3年余）

1,200件以上の相談対応、315件の同行支援

（東京地方検察庁社会復帰支援室 2016）

第２類型：弁護士による関与が契機

→　全体像は不明

→　日本社会福祉士会による連携モデル（2014年度）

19件の支援依頼、70件の電話相談

（日本社会福祉士会 2015）

入口支援の特徴と問題点

【内容】

- 刑事手続からのダイバージョン　→　多様な誘因の問題
- 不起訴処分と福祉利用の条件化　→　「強制福祉」の問題

【時間的制約】

- 刑事手続による時間的制約　→　短期間集中の問題
- 勾留事件中心　→　勾留期間内のサービス調整への圧力

【拘禁による影響】

- 拘禁下での意思決定　→　本人の主体性確保の問題
- 社会内での生活状態が不明　→　アセスメントの困難
- 見学、体験が不可　→　インフォームドコンセントの問題

3. 司法と福祉の連携論とあるべき方向性

司法機関における福祉的機能：「司法福祉」

刑事司法領域における
ソーシャルワーク
：司法と福祉の連携関係

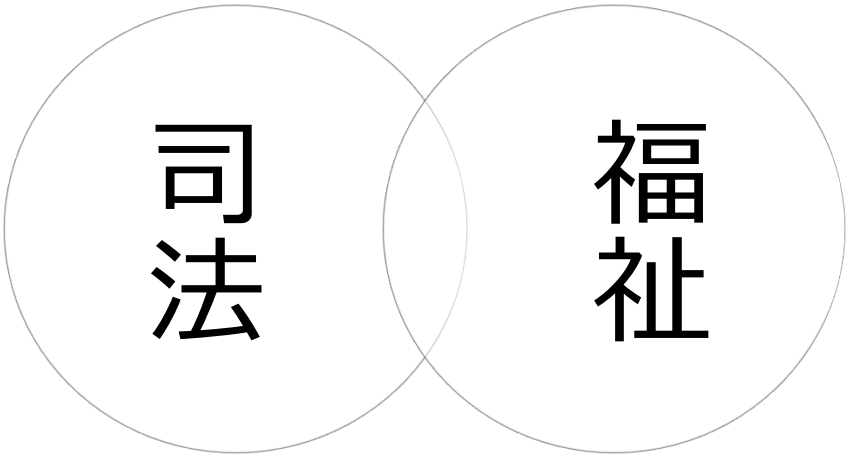

「連携」の構成要素と目的の問題

①目的の一致

②複数の主体と役割

③役割と責任の相互確認

④情報の共有

⑤連続的な協力関係過程

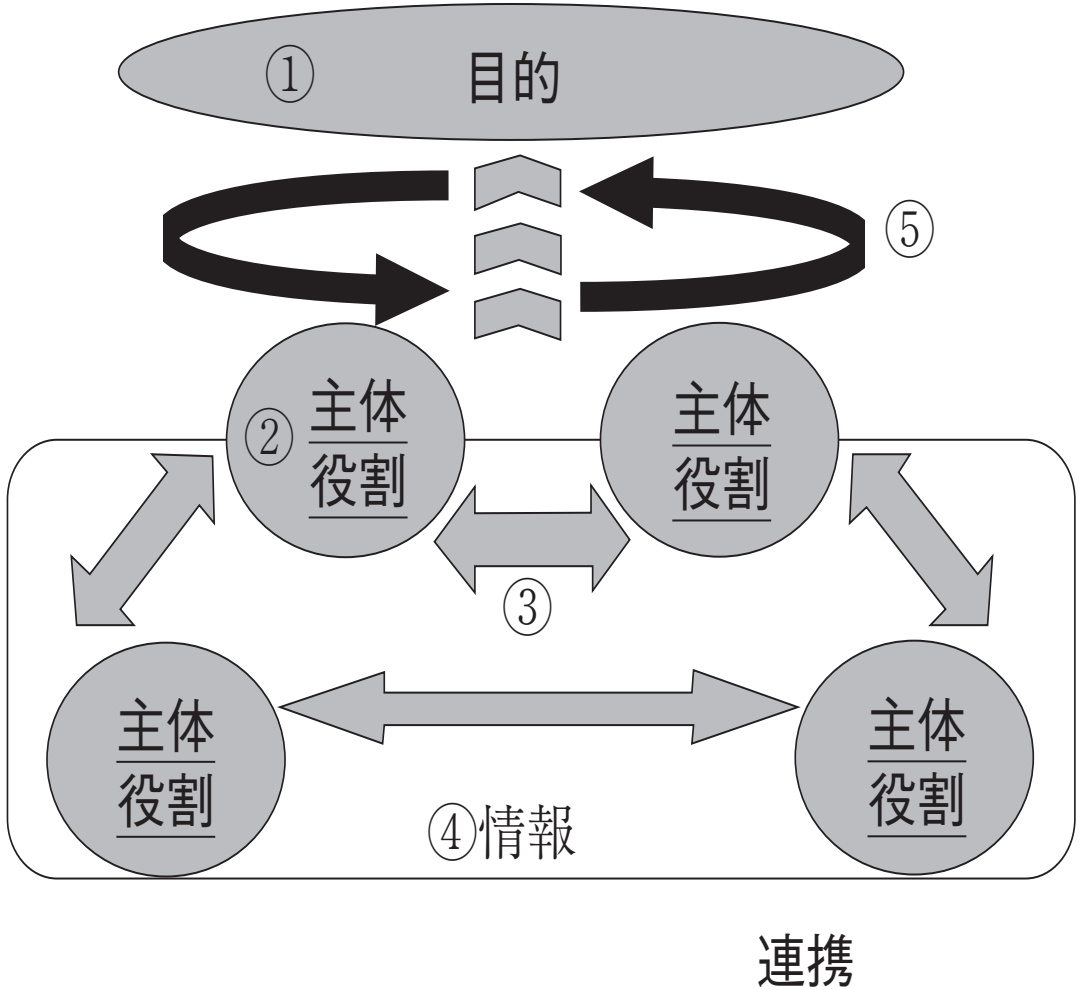

（吉池•栄 2009, p.117）

連携の目的をめぐる問題

- 近年の刑事政策における「再犯防止」の強調
  - 更生保護制度改革→更生保護法の施行（2008）＝目的規定に再犯防止を追加
  - 高齢•障害のある累犯者対策への注目

    「犯罪に強い社会実現のための行動計画2008」(2008)、「再犯防止に向けた総合対策」(2012)、「「世界一安全な日本」創造戦略」(2013)
  - 再犯防止推進法の施行（2016）
- 矯正、保護その他の関係機関との連携による刑事政策の目的への寄与（「検察の理念（検察基本規程）」（2011））
- 「人の福利の向上」という福祉の目的との相違
- 犯罪行為者に対する支援とリスクへの偏重

支援機関と「リスク」

（１）クライエントによる再犯リスク

- 社会福祉機関は強く認識（のぞみの園研究部 2011）
- 安全保証対策の方法は不明確　→漠然とした不安感

（２）社会との関係からみたリスク

- 再犯時における事業者の責任問題　→訴訟リスク
- 連携している社会資源の将来的な利用への悪影響

（３）他の支援機関との関係からみたリスク

- サービス調整機関の責任問題
- 支援者ネットワーク間での評価の低下

（４）他利用者･その家族との関係からみたリスク

- 障害福祉事業所の開設時における家族活動の影響

（水藤 2016）

リスク対策がはらむ問題

隔離•拘束•強制的介入を監視する制度不備

過剰な管理•排除

効果測定への圧力

再犯防止への焦点化
⇩
福祉の司法化

＋

福祉が
統制機能に無自覚

＝刑事司法の目的に同調するリスク↑

支援機関としてのジレンマ

犯罪を中心とした考え方	本人を中心とした考え方
社会：再犯防止	個人：幸福・権利擁護
制裁・コントロール	ニーズの充足
有期限	無期限
他律＝強制	自律＝自己決定
事案主義 ＝犯罪への対応	当事者中心主義 ＝生活上の困難への援助
リスクへの焦点化	長所・つよみへの着目

二分ではなく、比重の置き方の問題

連携のあるべき方向性

「本人がよりよく生きる権利保障としての福祉による支援」

↓

「**多様で複雑化した生活上のニーズをもつ人への支援**の結果としての**「再犯防止」**」

多様で複雑化した生活上のニーズをもつ人への支援

（Clients with Multiple and Complex Needs）

→　状況への対処を困難にする「個人」と「周囲」の事情

→　自分なりの対処　＞　刑事司法機関との接触を誘発

→　犯罪をした者としてのラベリング

→　強固な「犯罪者イメージ」による排除＝社会的孤立

⇩

生活モデル：個人と環境の相互作用への着目

ソーシャルサポートの視点による支援

目的設定と「再犯防止」概念の明確化

	本人への更なる負因賦課を回避するための再発防止	社会防衛のための再犯防止
準拠する価値	個人の幸福、福利の向上	社会の安全、治安の維持
犯罪行為の捉え方	ライフイベントのひとつ	社会として対処すべき事案
焦点化するポイント	本人の長所・つよみに着目したソーシャルサポート	本人が及ぼすリスクの同定と対処
対応の方法	ニーズの充足	不利益処分の賦課
対応の前提	自律による自己決定	他律による強制
期間についての考え方	本人が望めば無期限となり得る	不利益処分であるので有期限でなければならない

（水藤 2018刊行予定）

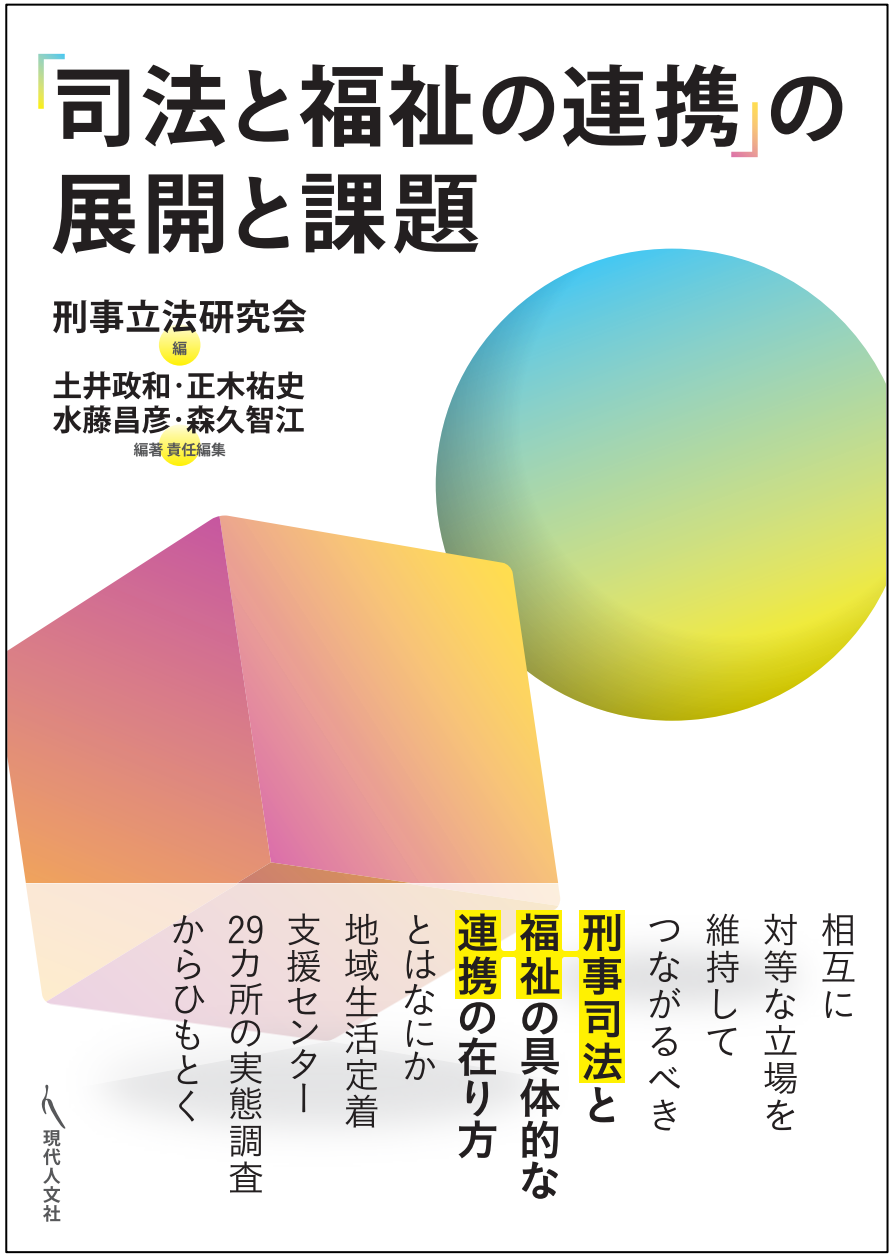

２０１８年５月下旬刊行予定

【講師プロフィール】

山口県立大学社会福祉学部教授　水藤　昌彦（みずとう　まさひこ）　氏

専門は司法福祉、フォレンジック・ソーシャルワーク、刑事政策。
研究テーマは、刑事司法と福祉の連携論、犯罪行為を含む多様で複雑な支援ニーズのある人に対するソーシャルワーク、知的障がいのある性加害行為者への対応、犯罪行為からの離脱と当事者性など。

＜経歴＞
モナシュ大学大学院修了（Master of Social Work）。
2001 年～　ビクトリア州政府ヒューマン・サービス省（オーストラリア）。
障害のある犯罪行為者への対応などに関わる。
2008 年～　社会福祉法人北摂杉の子会（大阪府高槻市）にて、高槻地域生活支援センターぷれいす Be の開設準備室長、施設長。
2010 年～　独立行政法人国立のぞみの園（群馬県高崎市）参事を兼務。
矯正施設から釈放された知的障害者への地域移行支援、研修、研究に関するプロジェクトを担当。
2011 年～　山口県立大学社会福祉学部准教授
2017 年～　現職

＜主な共著書＞
『「司法と福祉の連携」の展開と課題』（2018 年 5 月刊行予定、現代人文社）
『触法障害者の地域生活支援』（2017 年、金剛書房）
『更生支援計画をつくる』（2016 年、現代人文社）
『司法福祉：罪を犯した人への支援の理論と実践』（2013 年、法律文化社）
『司法福祉を学ぶ』（2013 年、ミネルヴァ書房）
『罪を犯した知的障がいのある人の弁護と支援』（2011 年、現代人文社）
『発達障害と司法』（2010 年、現代人文社）など

＜近年の主な論文＞
「社会福祉士等による刑事司法への関わり」法律時報 89 巻 4 号（2017 年）　47-53 頁。
「近年の刑事司法と福祉の連携にみるリスクとセキュリティ―福祉機関が「司法化」するメカニズム―」犯罪社会学研究 41 号（2016 年）　47-61 頁。
「刑事司法と福祉の連携による犯罪行為者への対応：これまでの展開と今後に向けての課題」精神保健福祉 46 巻 4 号（2015 年）　274-285 頁。
「刑事司法と福祉の連携のあり方についての国際比較 −オーストラリアとの比較において−」犯罪社会学研究 38 号（2014 年）　68-84 頁。